

<AIPPI セミナー開催報告>

AIPPI・JAPAN 欧州特許セミナー【Web 会議方式】

欧州特許庁での進歩性判断実務

1) 開催日時：2020年10月15日（木）16：00～17：00（ドイツ：9:00～10:00）

2) 講演者：isarpatent

Nino M. Bratovic 博士（ドイツ・欧州弁理士）

3) 内容：

<主なトピックス>

①はじめに

欧州特許庁（EPO）における特許要件の中で、進歩性（Art. 56 EPC）について説明。

進歩性を検討する場合には「技術水準」、「当業者」、「自明性」がキーポイントになるが、その中でも自明性評価として EPO 審査実務に基づいて適用される「問題解決アプローチ」が紹介された。

②課題解決アプローチ

- ・ステップ1：
最も近い先行技術（Closest Prior Art：略 CPA）の特定・実務での注意点
- ・ステップ2：
客観的技術的課題の確定
- ・ステップ3：
Could-Would アプローチ（客観的技術的課題を解決するための手段として、CPA から着手してクレームされた発明が、当業者に自明であったか否かの検討）
- ・技術的特徴と非技術的特徴を含むクレームの判断について

③事例紹介

- ・異議申立事例1：EP2203270 に対する異議申立
- ・異議申立事例2：EP2905102B1 に対する異議申立

④まとめ・今日のポイント

- ・最も近い先行技術に変更されるようクレームを修正する事を常に考慮する。
- ・意図された用途や技術分野を指定することで、より特許付与の可能性が高まる。
- ・欧州特許の現地代理人には、「課題解決アプローチ」のロジックを考慮した指示を心掛ける。



本セミナーは企業知財部や特許事務所にご勤務の方で欧州特許実務に携わっておられる方々にとって、非常に有意義な内容となった。以上